



高岡市告示第86号

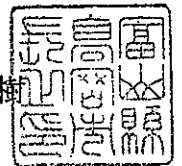
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による高岡市木津土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成28年9月27日

高岡市長 高橋正樹



字の区域の変更に関するもの

市名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「木津」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
高岡市	和田	羽広田	449の一部、450の1の一部、450の2の一部、451から453まで、454の一部

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「和田」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	羽広	27、28、29の1の一部、29の2、29の3、30の一部、32の1の一部、36の1の一部、36の2、37の一部
	木津	63の一部、64の一部、87の一部、88の一部、89の1の一部、89の2の一部、90の一部、91の一部、92の一部、118の2の一部、118の3の一部

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「羽広」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	木津	118の3の一部、119の1の一部、119の2の一部、120の一部、121の一部、122の一部、123の2の一部、171の一部、172の1の一部、172の2の一部、173の一部、174の2の一部、175の2の一部、176の2の一部、197の1の一部

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

字の区域の廃止に関するもの

市名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
高岡市	和田	羽広田	422の1、422の5、423の1、424の1、425の1、426の1、427の1、427の4、428から437まで、440から444まで、445の1、445の2、446から448まで、449の一部、450の1の一部、450の2の一部、454の一部

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。